(iv) 第二十八条（留保）9(b)に規定する「この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日」を

「第三十五条（適用の開始）7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であって、特定の対象租税協定について当該留保の撤回又は変更の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(v) 第二十九条（通告）6(a)に規定する「当該追加の通告について寄託者が通報した日」及び

(vi) 第二十九条（通告）6(b)に規定する「この条約が当該当事国について効力を生ずる日のうち最も遅い日」を

「第三十五条（適用の開始）7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であって、特定の対象租税協定について当該追加の通告の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(vii) 次条（第六部の規定の適用の開始）1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を

「前条（適用の開始）7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であって、特定の対象租税協定についてこの条約の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(viii) 次条（第六部の規定の適用の開始）3に規定する「当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日」、

(ix) 次条（第六部の規定の適用の開始）4に規定する「当該留保の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」、「当該留保の変更に関する通告について寄託者が通報した日」及び「当該留保に対する異議の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」並びに

(x) 次条（第六部の規定の適用の開始）5に規定する「追加の通告について寄託者が通報した日」を

「前条（適用の開始）7の規定に基づく留保を付する各当事国が行う通告であって、特定の対象租税協定について第六部（仲裁）の規定の適用を開始するための国内手続が完了した旨のもののうち最も遅いものを寄託者が受領した日の後三十日を経過した日」に代える権利

(b) (a)の規定に基づいて留保を付する締約国は、国内手続の完了を確認するための通告を寄託者及び他の当事国に対して同時に行う。

(c) 対象租税協定の一又は二以上の当事国がこの7の規定に基づいて留保を付する場合には、当該対象租税協定の全ての当事国について、この条約の規定、留保の撤回若しくは変更、当該対象租税協定に関する追加の通告又は第六部（仲裁）の規定の適用が開始される日については、この7の規定を適用する。

第三十六条　第六部の規定の適用の開始

1 第二十八条（留保）9、第二十九条（通告）6及び前条（適用の開始）1から6までの規定にかかわらず、第六部（仲裁）の規定は、対象租税協定の二の当事国について、次の日から適用する。

(a) 第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1(a)に規定するところによって一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

(b) この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日の前に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、両当事国が、第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）10の規定に従って合意に達したこと及び当該合意に定める条件に従い、同条1(a)に規定するところによって一方の当事国の権限のある当局に対して当該事案が申し立てられたとみなされる日に関する情報について寄託者に通告した日

2 締約国は、この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日の前に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた特定の事案について第六部（仲裁）の規定を適用することについて両当事国の権限のある当局が合意する場合に限り当該事案について同部の規定を適用する権利を留保することができる。

3 第二条（用語の解釈）1(a)(ii)の規定に従って通告される協定の一覧に第二十九条（通告）5の規定に従って追加されることによって新たに対象租税協定となる対象租税協定については、1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を「当該一覧への協定の追加に関する通告について寄託者が通報した日」に代える。

4 第二十六条（第六部の規定の適用対象）4の規定に基づいて付される留保の第二十八条（留保）9の規定に基づく撤回若しくは変更又は同条2の規定に基づいて付される留保に対する異議を撤回することによって対象租税協定の二の当事国の間で第六部（仲裁）の規定を適用することとなる場合における異議の撤回は、1(a)及び(b)の規定に従って適用する。この場合には、1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を、それぞれ、「当該留保の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」、「当該留保の変更に関する通告について寄託者が通報した日」又は「当該留保に対する異議の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」に代える。

5 第二十九条（通告）1(p)の規定に従って行われる追加の通告は、1(a)及び(b)の規定に従って適用する。この場合には、1及び2に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を「追加の通告について寄託者が通報した日」に代える。

第三十七条　脱退

1 いずれの締約国も、寄託者に宛てた通告によって、いつでもこの条約から脱退することができる。

2 1の規定に基づく脱退は、寄託者が通告を受領した日に効力を生ずる。締約国の脱退の効力が生ずる日の前に対象租税協定の全ての当事国についてこの条約が効力を生じた場合には、当該対象租税協定は、引き続きこの条約によって修正される。

第三十八条　議定書との関係

1 この条約は、一又は二以上の議定書によって補足することができる。

2 国又は地域は、議定書の当事者となるためには、この条約の締約国でなければならない。

3 この条約の締約国は、議定書に従って当該議定書によって拘束されない。

第三十九条　寄託者

1 この条約及び前条（議定書との関係）に規定する議定書の寄託者は、経済協力開発機構事務総長とする。

2 寄託者は、締約国及び署名国に対し、次の事項が行われた後一箇月以内に当該事項について通報する。

(a) 第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認）に規定する署名

(b) 第二十七条（署名及び批准、受諾又は承認）に規定する批准書、受諾書又は承認書の寄託

(c) 第二十八条（留保）に規定する留保又は留保の撤回若しくは変更

(d) 第二十九条（通告）に規定する通告又は追加の通告

(e) 第三十三条（改正）に規定するこの条約の改正の提案

(f) 第三十七条（脱退）に規定するこの条約からの脱退

(g) この条約に関するその他の通告

3 寄託者は、次の事項について、公に利用可能な一覧を維持する。

(a) 対象租税協定

(b) 締約国が付する留保

(c) 締約国が行う通告

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この条約に署名した。

二千十六年十一月二十四日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、経済協力開発機構に寄託する。

総務大臣　野田　聖子
外務大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　俊一
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉